

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

第1次鳥獣保護事業計画から第11次鳥獣保護管理事業計画においてキジを対象として、健全な養殖鳥獣の確保に向けた取組を実施してきたが、第12次鳥獣保護管理事業計画では、実施せず、本計画においても実施しない。
ただし、今後、取り組むことも想定されるため、必要な情報の収集に努める。

(2) 人工増殖計画 計画なし

2 放鳥獣

(1) 鳥類

ア 基本的考え方

狩猟鳥獣の増加を図るための放鳥獣について、県としては実施しない。なお、放鳥を実施しようとする者に対しては、生息適地内の、狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所において、被害のおそれがなく、放鳥の効果があると考えられる放鳥計画を作成した場合、同計画に基づき必要な個体数を放鳥できることとする。

イ 放鳥に際しての留意事項

- (ア) 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しないよう指導する。
- (イ) 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により、人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないこと。
特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している場合には、放鳥事業用のキジ等を育成する農業者等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性についても検討する。
- (ウ) 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥するよう指導する。

(2) 獣類

獣類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣しないよう指導する。

(3) 生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣 原則、放鳥獣しないよう指導する。